

様式第3号（第6条関係）

## 開発行為に関する協定書

松阪市（以下「甲」という）と  
（以下「乙」という）とは、次の各条により開発行為に関する協定を締結する。

（本協定の対象とする開発行為）

第1条 乙が施行する開発区域の所在地及び面積、予定建築物等の用途は、  
次のとおりとする。

所在地	松阪市
面積	m <sup>2</sup>
用途	

（要綱の遵守）

第2条 乙は開発行為の施行に関して、松阪市開発行為に関する指導要綱  
（令和2年松阪市告示第14号。以下「要綱」という。）を遵守する  
ものとする。ただし、要綱第4条の規定による事前協議において、要  
綱で定めている事項を満たさないことで協議が終了した条項について  
はこの限りでない。

（契約不適合部分の履行の追完又は損害の賠償請求）

第3条 乙は、要綱第9条第2項の規定により市に帰属した公共施設が事業  
者の工事施行上の不具合に起因して全部若しくは一部の機能を果たさ  
なくなったり、又は当該公共施設の利用者若しくは周辺住民等に被害、  
損害等を与えたときは契約不適合責任を負うものとし、甲は乙に  
対して相当の期間を定めてその契約不適合部分の履行の追完を請求し、  
又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求  
することができるものとする。

2 前項の規定による契約不適合部分の履行の追完又は損害賠償の請求  
は、都市計画法第36条第3項に規定する工事完了に係る公告の日の  
翌日から2年以内に行うものとする。ただし、その契約不適合部分が

事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には 10 年以内とし、  
植栽等（樹木・地被類）の場合は 1 年以内とする。

（協定内容等の承継）

第 4 条 乙は、開発行為に関する権利を乙以外の者に承継するときは、乙の  
責任において要綱第 4 条の規定による事前協議の結果及びこの協定の  
内容についても承継するものとする。

（疑義の決定）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、  
乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各 1  
通を保有する。

年 月 日

甲 松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1  
松阪市  
松阪市長

印

乙 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者氏名

印